

## 日本の競争法及び政策

### Competition Law and Policy in Japan

#### はじめに

1947年に創設された公正取引委員会は、世界で最も古く、最も規模の大きな競争法執行機関の一つである。しかしながら、1990年代以前には、競争が日本の規制政策に果たした役割は、一般に大きなものではなかった。規制に対する日本の伝統的なアプローチの諸側面は、現代的な競争政策の原則に矛盾するものであった。過去10年にわたる日本の改革期間を通じて、こうした競争政策に対する姿勢は変化してきている。

1999年に、OECDは、日本の競争政策と執行制度を詳細に審査した。1999年審査報告書は、競争政策のための法制的基盤は健全であり、他のあらゆる政府部門で引き締めが行われているにもかかわらず、執行活動のためのリソース（訳者注：人員等）は増加していると指摘した。

OECDは、2004年に再び日本の状況を審査し、日本が大きな進展、とりわけ、参入規制の廃止と競争法適用除外規定の大部分の廃止を成し遂げたことを明らかにした。公正取引委員会は、今や、規制されたネットワーク産業においてより多くの措置をとることが可能となっている。公正取引委員会の独立性は、2003年の内閣府への移行により明確化された。公正取引委員会は入札談合への公務員関与に対処する新しい権限を得、また、競争政策研究センターという経済分析のための新しい部門を有し、リソースも大幅に増加させている。リソース増加の大部分は審査及び執行部門に振り向けられている。

競争法の執行を高めることは、今や優先して取り組むべき事項である。公正取引委員会の主な執行対象は、国内の政治経済における最も深刻な問題の一つである入札談合であった。罰金上限額の引上げによって、制裁は強化されたように見えるが、起訴はほとんどなされていない。違反行為が繰り返し行われていることは、制度強化の努力にもかかわらず、抑止力がまだ不十分であることを示している。2003年に独占禁止法研究会が制度の大改革を提言し、2004年4月には公正取引委員会がそれら提言の多くを実施する計画を発表している。最も重要なのは、課徴金制度の見直しを行うことである。

## 反競争的制限と濫用に対する基本的なルールは何か？

日本の独占禁止法には、反競争的行為に対し措置を採るいくつかの手段がある。不当な取引制限禁止の一般規定は、公正取引委員会が競争事業者間の価格協定と入札談合に対して適用できる最も強力な規定である。執行措置は、違反行為をやめさせる命令だけでなく、課徴金、さらには刑事訴追さえ含むことができる。事業者団体は、競争事業者間の制限のためによく利用されることから、独占禁止法の特別な規定が事業者団体によって行われる制限を禁止している。不公正な取引方法を禁止する独占禁止法の規定は、他のほとんどの競争上の問題に適用される。この規定の下では、立証責任はより軽いが、公正取引委員会が課すことのできる問題解消措置は(違反行為をやめさせる)命令のみである。

独占禁止法の「私的独占」禁止規定は、市場支配力を有する企業による競争阻害を念頭に置いたものである。ただ、私的独占事例は、過去50年以上の間にわずか15件しかない。公正取引委員会は、概して大企業の濫用行為を、私的独占としてよりむしろ、不公正な取引方法として取り扱っているようにみえる。私的独占を立証することは、複雑で負担が大きい。審査終了の時点でも、有効な問題解消措置をとることは難しいかもしれない。他方、不公正な取引方法として問題を取り扱えば、執行のリソースを競争事業者間の問題に残しておくことができる。しかし、最終的に違反行為をやめさせる命令措置だけで終わるこの取扱いは、罰金や企業分割ほど、独占的行為の抑制に効果的ではないかもしれない。

独占禁止法研究会報告書は、支配的事業者や寡占産業に関し、独占禁止法を改正するよう提言した。報告書が提言したように、同調的価格設定についての独占禁止法規定の有効性は明らかになっておらず、削除されるべきである。「独占的状態」の再編成や分割に関する静的で形式的な独占禁止法の

規定は、一度も用いられたことがなく、研究会はこの規定を廃止するよう提言した。

**それにもかかわらず、研究会が提言しているように、構造的な問題解消措置を採ることが適切な事件においてはそのような措置を採る権限を付与することが検討されるべき。**

「不可欠施設」に対するアクセスを命じる新たな権限を求める提言は、更なる検討が必要である。これらの議論に共通する一つの状況はエネルギー、電気通信及び運輸のような伝統的な「ネットワーク」独占である。ただ、金融サービスからソフトウェアに至るその他多くの産業における問題も同じ用語の枠にはめられてしまう可能性がある。大体の場合、公正取引委員会は既に「私的独占」としてこれらを取り扱うことが可能である。問題とその解消措置の複雑さが、この分野における新しい規定の設計を注意深く進めなければならない理由である。実際、もし公正取引委員会が独占化行為の事例(独占禁止法第3条事例)を積み上げたならば、この目的達成のために何を立案すべきか根拠となる幅広い運用上の経験が蓄積できるであろう。公正取引委員会は、こうした状況における「私的独占」の解釈に関する指針を作成することで、こうした(事案蓄積)のプロセスを促進することができるかもしれない。

公正取引委員会は、事業者間のカルテルと入札談合にその執行の力を注いできた。公正取引委員会は、規制緩和が進められている分野、高度な技術や知的財産権の問題に係る分野、社会的規制に関する分野の新しい諸問題に遅れず取り組もうと努力している。しかし、以前からある伝統的な問題が、なお公正取引委員会の執行活動の中心のままである。最も多い公正取引委員会の執行措置の対象は建設業における入札談合行為であるが、公正取引委員会が受け取る最も典型的な苦情は、過度の値引き(「過当競争」)についての競争業者からの苦情)についてのものである。

## あからさま（ハードコア）な違反を抑止するためにはどのような制裁にすべきか？

日本の執行制度では、さまざまな制裁が可能である。公正取引委員会は価格に影響を及ぼす違反行為に対し、（是正命令と共に）課徴金を課すことができる。課徴金は、制限を行った商品の売上高の一定割合として算定される。その算定率は法律で定められており、公正取引委員会は同算定率を変える裁量を有していない。売上高の6%である現行の算定率は、国際的な標準に比べて低く見える。抑止力は、中小企業や小売業、卸売業に対する軽減措置で更に弱められている。また、1999年から2000年以降、課された課徴金の年間合計額は大幅に下がっている（184億3300万円から2002年にはわずか27億円に）。

刑事罰を科すこともまた可能である。ただ、実際に実質的な刑事制裁を課すことへの裁判所の躊躇は、見かけより抑止力を弱めている。法人に対する最高5億円の罰金額は、多くの国又は地域で現在価格カルテルに対して科されている罰金より、かなり低いものである。個人の違反者に対しては、三年以下の懲役と500万円以下の罰金を科すことが可能である。懲役が科されることは稀で、執行は常に猶予されてきた。独占禁止法違反で牢獄に入った者は誰もいない。これら理論的な罰則の実際の抑止効果を確認することは困難である。刑事事件とされる事例はほとんどなく、企業や個人に対してはめったに罰金は科されていないからである。1990年以降、七事件で罰金を科された。一つの事件で全ての被告に科された罰金額合計の最高額は4億6000万円、一人の被告に対する最高罰金額は1億3000万円である。これらの罰金は航空燃料入札談合に対して科されたものであるが、その額はこのカルテルによる推計損失額490億円の1%にも満たないものであった。課徴金は、わずか6%の算定率でも、罰金よりはるかに高額になり得るので、現行の刑事罰より大きな金銭的抑止力がある。

実際に適用される制裁は、あからさま（ハードコア）な違反を抑止するのに効果的なものでなければならない。特にもし刑事訴訟が稀なものであり続けるならば、課徴金ははるかに高いものであるべきである。

公正取引委員会の4月の発表は、現在の算定率の二倍程度に引き上げることを提案している。その算定率は依然として違反行為に係る売上高だけに適用されるものである。中小企業や卸売業、小売業に適用される算定率も引き上げられるが、それは、基本的な算定率より低いままである。公正取引委員会はまた、累犯者に対する課徴金は50%加算することを提案している。課徴金制度を変更する提案は、この制度の論理的根拠と法制的な根拠に対する議論を呼び起こした。こうした問題に関する議論が続くことで、必要な制裁制度の強化を遅らすべきではない。研究会報告書は、現在の算定率は、違反者の利益、すなわち、不当利得（the unreasonable profits）を徴収するものである、そして、課徴金を違反者が違反行為から得る利益より高いものとする算定率の引上げは抑止力を改善すると主張している。違反者が得る利益よりも大きな金銭的制裁を課すことは、違反行為が発見を逃れる可能性（非発見率）を踏まえて調整を行うという抑止力に関する経済理論に整合的である。効果的に抑止する水準に達するためには、算定率は、6%より大幅に高い必要がある。

現在の水準の二倍程度という算定率は、まだ他の多くの国又は地域の罰金の上限より低いものである。欧州で普通に見られる制度では、行政制裁は、影響を受けた商品の売上高だけでなく企業全体の売上高の10%まで可能である。英国においては、罰金は違反（上限三年）期間全売上高の10%まで可能である。いくつかの国では、制裁は違反行為から得られた利得あるいは違反行為がもたらした損害に基づき算定することができる。米国においては、罰金は利得ないし損失の二倍まで可能である（実際の利得あるいは損害を基準としない罰金の上

限は1億米ドルまで引き上げられたところである)。ドイツ、ニュージーランドでは、罰金は利得の三倍まで可能である。

課徴金の水準を二倍にするという提案は、日本を、最も悪質な濫用行為に対する断固たる行動の必要性について形成されつつある国際的なコンセンサスにより近づけるものである(OECDの1998年勧告とそれに続くあからさまなカルテル(ハードコア・カルテル)に対する執行についての報告書はwww.oecd.org/competitionで閲覧可能)。あからさま(ハードコア)な行為による利得と損失が著しく大きい可能性があるとともに、発見や立証の難しさを考慮すると、当該商品売上高の10%を相当上回る数字が正当化できるだろう。あからさまなカルテル(ハードコア・カルテル)から違反者が見られる利得が、通常、最低全体の売上高の10-15%(加盟国の経験に基づくOECDの調査による推計)であるならば、当該商品売上高の10-12%で固定された制裁は低い方だろう。繰り返し違反行為を行う者に対するわずか50%の課徴金額加算は、彼らの注意を喚起するのに十分ではないかもしれない。おそらく、この加算割合は大幅に引き上げられるべきである。業種の異なる違反行為者に対する課徴金算定率の差異を残すことは問題である。小規模事業者、卸売事業者そして小売事業者に対して異なる算定率を維持する理由は、これら業者に対する執行の必要性が小さいからではなく、利益率が小さいので軽い制裁でも十分な抑止力があるからとされている。仮にこれが真実としても、これらの特別に低い率(による取扱い)を維持することは執行を弱める抜け道を残すことになる。

改正により、より広い範囲の独占禁止法違反者に課徴金を課す改正も行われてよい。公正取引委員会は、価格、数量、シェア、取引先を制限する不当な取引制限、また、購入カルテル、あからさまなカルテル(ハードコア・カルテル)と同様の効果を有する価格に関連した支配型の私的独占に対しても課徴金を課すことを提案している。罰

金や課徴金をとりわけ悪質な制限や排除戦略に課すことは適切だろう。研究会報告書と公正取引委員会の提案をみると、課徴金は、競争価格を超えた価格設定をするような単純な市場支配的地位の濫用行為に対する措置とは考えられていないことは明らかであろう。

## 刑事執行は機能しているか?

刑事罰の脅威は、まだ違反の抑止に効果的ではない。わずか六件の刑事事件しかなかった40年の期間を経た後、公正取引委員会は、1990年に、刑事訴追を求めることによってあからさまなカルテル(ハードコア・カルテル)を厳しく取り締まっていくことを表明した。ただ、表明以降も、高い優先順位にもかかわらず、七件の刑事事件があったにすぎない。これら七事件においては、90人以上が起訴されたが、その判決の執行は常に猶予されてきた。裁判所が法定上限額一杯の罰金を科したことは一度もない。抑止が効果的でないことが累犯を引き起こしている。最近、東京都の水道メーターの入札談合事件で有罪判決を受けた会社は、以前にも有罪判決を受けている会社である。

## 水平的なカルテルや入札談合に対して独占禁止法に基づく刑事罰を確実に適用するには、検察の能力が拡充されるべきである。

独占禁止法の価格カルテル行為者を起訴する能力には制約があるように思える。公正取引委員会は、現在、毎年多数の入札談合事件に取り組んでいるが、検察は明らかに一度に一件の独占禁止法違反行為しか扱うことができない。航空機燃料入札談合の刑事事件は、1999年に告発され2004年の3月になってようやく結審した。その間に、他の刑事事件一件が告発され確定している。(ただ、入札妨害や談合についての刑法の特別な条項による起訴はもっと多く行われている。)

## 公正取引委員会は、より強い調査権限とよ

り緊密な検察当局との協力を必要としている。

公正取引委員会は検事総長に対する専属告発権の裁量を有しているが、公正取引委員会自身が起訴を行うことはできない。公正取引委員会の証拠が通常、事件の核になる。しかしながら、検察官と（それを補助する）捜査官はその証拠の多くを手続上の要請により、改めて押収しなければならない。検察は競争に関する事件を取り上げるリスクに慎重だったようにみえる。公正取引委員会はこのような懐疑的な見方を覆すだけの証拠を入手するのが困難である。注目すべきは、（調査対象者が）公正取引委員会の調査に応じないことを公正取引委員会が起訴することができないことである。このような問題にもかかわらず、刑事訴訟の途は引き続き維持されそうであり、研究会報告書は、刑事執行の手続の幅を広げるいくつかの法技術的な改革を提言している。公正取引委員会は、犯則調査のための強制的な調査手続を認めることと、刑事事件の第一審裁判権を東京高等裁判所ではなく地方裁判所とすることを提案している。

課徴金制度、刑事制裁、私的損害賠償の関係が注意を引いた。研究会報告書は、制裁の水準を裁量で決定できる「制裁」制度と、違反者に対して制裁と同様の経済的な抑止効果を有することを意図しつつ、より単純でより確実な「行政上の」措置である算定率が固定された課徴金制度を比較した。課徴金と刑事罰を区別する方法として、研究会は、課徴金の基礎となる概念を、不当利得の徴収から、社会全体が被った損失の回復に変更することを提案している。同じ事件に制裁と刑事罰を課すことに対する反対は、例えば、一方の金額を他方の控除に適用するといった適切な調整を行うことによって克服することができるだろう。こうした（調整の）方法として、公正取引委員会の4月提案は、罰金の半額を課徴金から控除することを求めている。

リーニエンシー制度は執行を改善できるか？

公正取引委員会は、正式なリーニエンシー制度の採用を検討してきている。早期に証拠を提供する違反者に対し制裁を減ずることを約束することによって、秘密裏に行われる価格カルテルに対する執行をより効果的に行うことができる。リーニエンシーは、理論的には、ある企業に対して課徴金を減免する、あるいは全く課さないという形態をとるだろう。そのような制度に不可欠なのは、通常、適切な事件について、執行当局が寛大となることを許容する、制裁変更規定である。制裁の変更は、課徴金が行政措置として固定的なものと考えられているなら、より難しい。独占禁止法には、税法のような他の分野で適用されている制裁類似の真の「行政罰金」はなく、日本の刑法は、通常、このようなリーニエンシーの活用を認めない。それゆえ、現時点では、リーニエンシー制度は、課徴金制度の中に採用されざるを得ないだろう。

この問題に関する研究会報告書提言は、効果的なリーニエンシー制度にとって重要ないくつかの要素を含んでいる。公正取引委員会が審査に着手する前に自主的にその行為を申告し、その行為をやめた企業に対する低い課徴金算定率（0もあり得る）を法律で定める。他の国や地域で発展してきた効果的リーニエンシー制度と同様に、課徴金を全額免除されるのは最初に申告した者に限られることを明らかにする。その後申告してきた者は協力に応じ幾分か減額を得ることができる。公正取引委員会が刑事告発をしないと約束することで同様の結果が得られるけれども、課徴金に関するリーニエンシーと刑事罰を科す可能性が矛盾しないことを保証するため、独占禁止法においても刑事上の義務について明確にしておく必要があるかもしれない。告発しないことを条件にリーニエンシーを個人に拡大することは、企業犯罪に関する証拠を入手する手段となり得るであろう。（不正や腐敗の告発者を雇用主の仕返しから保護する一

般的な法律が、最近、国会で成立したところである。)

### **リーニエンシー制度はカルテルを発見し抑止するために必要である。**

公正取引委員会の4月発表は、独占禁止法に定められた条件に基づいて課徴金を全額免除するあるいは減額する案を含んでいる。リーニエンシー制度は、日本の執行をより効果的なものとするだろう。また、日本の消費者を害する広範囲にわたるカルテルに対処するに当たって他の当局との協力を促進する可能性がある。他の(OECD)メンバー国の経験は、一番最初に名乗り出る者になることが明らかに有利で(したがって、一番にならないことには非常に大きなリスクがある。) 審査開始後であっても、(競争当局に対して)名乗り出ることにある程度有利な取り扱いがあることで、いくつかのカルテルが、自白争いの中で崩壊してしまったことを示している。効果的なリーニエンシー制度の手续と設計の問題、例えば課徴金と刑事訴追の関係、に適切な注意を払うことが重要である。そして、公正取引委員会の提案は、こうした問題にかなりの配慮が払われたことを示している。しかしながら、最も重要な考慮事項は、執行の環境である。つまり、リーニエンシーの約束が効果的な執行ツールとなるのは、(リーニエンシーによって)回避される目前の脅威が、大きく確実なものである場合に限られる。

### **改革はどのように競争政策を強化してきたか?**

1999年報告書は、規制と法執行において競争政策をより効果的なものとする多くの勧告を行った。2004年審査はこれらのほとんどが実施されたことを明らかにした。各省庁の市場需給評価に基づく価格設定規制と参入規制が、トラック、航空、港湾、石油、建築、銀行、証券、電気通信の分野で廃止されたことが最も重要である。しかしながら、歓迎されない競争から既存事業者

を保護するために他の行政措置が使われる可能性があるいくつかの抵抗分野も残っている。独占禁止法適用除外規定数の減少は、競争政策の大幅な改革を表している。1999年に制定された一括法は、不況カルテル・合理化カルテルの制度、その他の適用除外制度の長いリストを廃止し、他の多くの適用除外の範囲を限定した。残っている適用除外の要件準拠状況、特に中小事業者を対象とする適用除外の要件準拠状況が監視されるべきである。変革に裨差す当該産業の慣行・規制的慣行のために、いくつかの業種では、競争の減少とそれに伴うコスト上昇の問題が残っている。特定の業種における問題は、2004年対日経済審査報告書(OECD Economic Survey of Japan)の製品市場における競争に関する特別章により詳細に記述されている。

行政指導に関する1994年公正取引委員会ガイドラインは依然存在している。2003年3月の閣議決定は各省庁に公正取引委員会との協議義務を再認識させた。公正取引委員会は、この問題を惹き起させる新たな重要案件を報告していない。改革の結果、問題が少なくなっているかもしれない。あるいは、市場に介入する省庁が依然として力を持ち、介入に影響を受けた企業が不平を言うことになお躊躇していることから、執行活動でこれらの問題を取り上げることがまだ難しいのかもしれない。電気通信分野では、「競争を促進すること」は今や規制の目的の一つである。対照的に、電力分野では、競争促進の原則は規制の目的に含まれていない。トラック輸送とエネルギー分野について競争を支持する責任を明確に持たせることもまた重要である。

2004年5月に新しいガイドラインが公表され合併審査基準が改定された。また、公正取引委員会は、合併がより詳細な審査を必要とするものであるか、または問題解消措置を必要とする可能性があるか否かを当事会社に助言する期限を設定して、非公式なプロセスを明確化した。このような公正取引委員会の確約は、透明性の向上を狙い

としており、審査過程の最後に措置の内容を対外的に説明するとしている。2002年には、公正取引委員会が合併当事会社に当該合併に懸念がある旨を伝え、その結果、当事業会社が合併計画を断念した相談事例を初めて公表した。

公正取引委員会の活動は目に見えやすいものとなり、独立性も高まってきた。公正取引委員会が2003年に内閣府に移行したことは、政府全体の改革に、公正取引委員会がより強力な役割を果たす可能性を示唆している。1999年に約束された、(公正取引委員会と)公式の規制改革過程のより強い関係は、依然として重要である。公正取引委員会の独立性のイメージは、より広範なバックグラウンドから委員を任命することによってさらに向上可能だろう。そのリソースは増加し続けた。2004年の職員数は672名であり、2002年から約10%増加した。法曹資格者も加わっている。公正取引委員会は、独占禁止法執行には、なお更に数百人の職員が必要だと主張している。一方、公正取引委員会には、大学院の学位を有するエコノミストは、まだわずかしかない。

現在、公的な執行を補う、新たな私的救済が独占禁止法に基づいて可能となっている。消費者や企業は、不公正な取引方法と事業者団体によって課されている制限について争うことが可能である。試験に合格して新しく法曹資格者になる者の数は増加している。2004年の1500人から、2010年には3000人とする計画である。新たな法曹教育制度は法曹資格を得る新しい道を可能とする。

### 競争政策は、明確に消費者を支援しているか？

1999年報告書は、競争政策は消費者政策とより明確に関係づけられるべきだと勧告した。そうした関係は、景品や表示についての規定のような、特別な規定に関する公正取引委員会の権限の上に構築可能であろう。不公正な取引方法（に対する取組）は、

公正取引委員会の任務の重要な一部である。すべてではないにしても、不公正な取引方法に対する執行課題の一部は、消費者保護と関係している。独占禁止法の下で、公正取引委員会は、「不当に」低い価格による販売事例を多く取り扱っている。これらは、典型的には、競争業者の価格引き下げについての事業者からの苦情である。驚くほど多くの値引きに対する公正取引委員会の措置も、競争政策の執行が消費者に利益をもたらしているという消費者の信頼感を醸成するものではないであろう。

### 消費者保護の強化と競争政策との関係強化

日本の消費者は、依然として、政策過程に反映されるより強い声とより強い法律による保護を必要としている。日本には、依然として包括的な消費者保護法がない。公正取引委員会が有している機能を別とすれば、包括的な消費者保護執行機関もない。消費者問題に関心を有する行政庁や非政府組織が存在する範囲においては、共通の関心を認識し協調した行動を採ろうとする何らかの努力も存在している。日本の消費者を保護する法と組織は、強化される必要がある。公正取引委員会に消費者保護の責任を持たせることは、公正取引委員会が競争法を執行する際に消費者利益に焦点を当てることを促すことにもなる。

消費者は、これまでの競争促進的な改革から明らかに利益を得ている。内閣府は、規制改革推進三か年計画に含まれているいくつかの主要な改革を実行することによる消費者利益の推計を試みた。2003年に行われた最新の推計は、携帯電話、トラック輸送、国内航空、自動車検査、電力、ガス、石油、証券手数料、保険、飲食物そして化粧品や医薬品のように再販売価格が指定されている商品分野の改革の効果を取りあげた。内閣府は、これらの改革は総計で年13兆4300億円、一人当たりで11万2000円の消費者余剰をもたらしたと推計した。この金額は、GDPの約4%に達する。この総計額のほぼ3分の1にあたる3兆9000億円が、

1999年OECD報告書が勧告した改革の一つ、トラック輸送分野の料金・参入規制の終了によって生じたものである。

## 詳細情報

競争政策に関するOECDの活動の詳細については、ウェブサイト（[www.oecd.org/competition](http://www.oecd.org/competition)）を参照願いたい。照会先：  
dafcomp.contact@oecd.org

## 【関連図書】

- ❖ OECD Economic Survey of Japan (February 2004)  
ISBN 9264019758 pp.224 ￥4,300
- ❖ Regulatory Reform in Japan (1999)  
ISBN 9264170618 pp.360 ￥8,000
- ❖ Japan: Progress in implementing Regulatory Reform (2004)  
ISBN 926401715 pp.112 ￥3,000
- ❖ OECD Journal of Competition Law and Policy  
ISSN: 1560-7771 年間購読（年4回発行） ￥24,000

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、

「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文版訳です。  
英語版はOECDパリ本部のウェブサイト（<http://www.oecd.org>）でご覧いただけます。

OECD東京センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル3F

Tel 03-5532-0021 Fax 03-5532-0035

E-mail: [tokyo.contact@oecd.org](mailto:tokyo.contact@oecd.org) URL <http://www.oecdtkyoo.org>

最寄駅：地下鉄千代田線・日比谷線「霞ヶ関」出口C4